大川仁政録第三輯　貳

へ13
3348
12

へ 13
3348
巻 12

近世義談 大川仁政録第三輯巻之貳

松亭主人編次

第三回 壮士血戦而於鈴ヶ森失寶 賊臣逞奸智而詭計陥忠士

邪曲は一旦理を得るといへども其事終に全からず正直は一旦危しといへども終に天の恵を得るとかや却説田積隼人方にては一奥丸を伊豆屋喜兵エへ遣せしより隼人は流石に口にも出さねども飛鳥は心に忘るゝ隙なく折々乳母が方へ使をもて其安否を問ば乳母が方よりも時々に音信なして細しく様子を申越ば與三郎と改名の事も又弟与五郎が出生喜兵エ夫婦が隔なく愛憐深き事も何事も聞えねば

大正十年八月廿九日寄贈 本大學出版部

大きに安心なして光陰を経る内亘九才計の比部屋住にて呼びし
ところ主君氏胤の側近く召仕まゐらす其節五十嵐平太夫が倅平馬
も亘諸共同様申仕られ日々勤仕なせしが氏胤両人が進退動行
を見るに亘は物事恭倹にして謹を深く平馬は萬事軽薄にして
疎忽なれバ亘は自然主君の覚もめでたく何事も彼を用ひらるゝゆへ
いつとなく亘ハ平馬の上に立平馬ハ亘の下に附やうに成行しゆへ
平馬口惜きことに思ひ折に觸ては田積父子を悪様にいひ廻し何卒
ましき落度あらば彼ら親子を罪に取て落さん物をと心におもへど
田積父子ハ慎ミ深き由へ是ぞといふべき仕落もあらざれバ無念の月日を
経るに父平太夫も此事をきて元來我祖父までハ千葉家の家門たりしが父の

時より弟等となりたるなり然るに父死去してより我らが幼
年なりし故領地も減少されて今ハ僅に二百貫の地を給りて彼等と
同様に肩を並ぶるさへ無念なるに我倅も彼が下に立せらるゝこそ意
恨なれ微運にして斯小身となり奴僕のごとく取扱はるゝといへども元ハ
一門にして家来にあらず我も千葉の大丈元永より出て千葉介常胤の
血流なり運強りせバ下總の守護職共なるべき身なり今世の盛衰
に順ひて主人と稱すれども敢て主従といふ事にあらずと色にも顕さずと
いへども是より主家を計らん心あり太郎氏胤漸く老年に及び其上近ごろ
多病になりたれバ隠居なして子息自胤に世を譲らんと内々其心構へありされバ
此虚に乗じて事を計んと思へ共我に荷膽の者もなければ事ならず

去しころ人々を語頼べきゆへもあらざりしに十年余をへて変を
あらし居たり太郎に其頃自滝の鎌倉に在しに依て御所より自滝方へ
仰越るるに右幕下頼朝卿より千葉介常滝へ下し玉ひる御朱印の外へ
の御朱印とれ事変り頼朝卿の御判居りある由内々一見致しなば
聞父氏滝方へ申遣し取寄らるべき旨仰越るに依て其趣自滝方より
申通じければ氏滝老臣共を呼出され自滝方より箇様々々申越し
趣き申聞られければ老臣中ながらも御所よりの仰とあらば早々鎌倉へ
送り進ぜられて然るべしと申す誰とか持参いたさすべきやと誰彼と評
議ありしにながらも申す様尤大切の品なれば我々共の内持参仕てもよし
なれども御所へ直々持参仕るにもあらば若殿の方迄送り進ぜらるる事なれば

田積隼人が倅亘こそ此御使仰付られ共尤無相有間敷らと衆人
中故然らば亘をつかはすべしと直に呼出され右の趣申聞られ大切の品
なれば疎略あるべからずと申付られければ亘領掌して早速支度調
御朱印を請取とくと改て筥に納め筥の上を油紙に包みて己れが首に
懸け乗物に乗り翌朝未明に出立して鎌倉へおもむきける日を重
鎌倉に着し自滝に拝謁し氏滝の口上を演て御朱印を差出せば
自滝改めて其夜は亘をば休ませ近習の人々に守らせ扨翌朝亘に
御朱印を守護させ御所へ参上して奏者を以て言上に及びければ
早速成氏御は自滝に対面有て御朱印を披見し天晴家の規模
なれば大切に所持いたすべき由にて返し与へられければ自滝は有難

旨御請申御前を退りて又々御朱印を直に守護なし邸舘
に帰れバ人々待受て今日の首尾と窺ふに首尾残る処なき由申聞られ
直を労ひ今日ハ此地に止宿なし休足致すべきよし申付られしとハいへども直
中ハ大切の品を預り奉り片時なりとも私に隙どるべきハ恐あり定し
大殿にも首尾いかにと待詫玉ふらめ短日の折なれバ両日に帰着覚束なし
今日途中迄発足致し置べしと自ら心に暇を乞ひ直様発足なすに
最早未の刻も過ぬる頃なれバ其夜ハ程ヶ谷宿に止宿し翌日未明
に出立して路を急しに冬の日の事なれバ六郷の渡しを越ぬれバ早日ハ
暮に及びけるに宵月夜の事なりければ鈴ヶ森へ差かゝりし所の
森かげより手拭にて面をつゝみし曲者五六人顕れ出物をもいはず抜つれて

切てかゝる直の従者ハ驚きて是ハ狼藉なり扨ハ盗賊の所為なるか
と此方も同じく抜合して戦ひしが一人の若黨何かはしけん石に爪付
俯に前轉所をたゝみかけて切付られ其侭其所に息絶たり此侍を
見てハ甲斐なき僕共ハ皆散々に逃散たり残るハ弥左衛門とかゝる
譜代の老僕只一人支へとりし兵連も敵しがたく見えたりける直ハ
始めより乗物より立出て此体を見居たりしが憎き奴原が振舞なる
彼等何程の事か有ん我立向ひて討捨呉んと思ひしが大切の
品を守護なしたれバ過ち有てハならじ如何ハせんと猶豫ひ僕ハ
皆々逃散て弥左衛門一人危く見えたれバ首にかけたる宝の[illegible]
脊に手早く縊り付曲者逃るなと声かけて家来が捨て逃去りし鎗おつ

取て突かゝれバ中にも頭と覚しき大男丈ぬかるなと云声に心得たりと残る七人長太刀を振打てかゝるをやにはに一人突伏たり其間に一人附入て真向微塵と打つゝるを鎗投捨てぬき討に袈裟にすつぱと切さげたり此手並にや恐れけん残る二人は逃行を半反計り追行しが大事の前の小事なりと引返さんとする所を彼大男声かけて日頃にも似ぬ弱虫ども頼まじきは爰なるぞ返せ戻せと声かけながら落たる鎗を拾ひ上亘が追行後より脊骨も砕よと突かゝるを返向拍子に胸先へ結び付たる宝の笛の紐をふつゝと突切たり此間に逃たる両人も頭の言葉にもどりされ取てかへして切かゝれバ弥左エ門と切結びたる一人の悪者も相手を捨てかゝる亘は笛を取上んと思へども透間もなく

切て来れバ瞬く隙もあらばこそ宝の御笛を取上んとして弥左エ門に声かくれバアツト應へて取上たり此間に亘は又一人破落戸をはたと切さげたり此手並にや恐れけん頭とおぼしき大男も逸足出し逃行ければ是も逃すなと逃さんやと一反ばかり追行たる所に木蔭より覆面なして目計出せし黒装束の待一人顕れ出て弥左エ門が後より肩先四五寸切さげたり老人の事なれバ其侭そこへ倒れしが彼侍は曲者くと刀をぬく笛を鞘に納め宝の箱を奪ひ取立上らんとする処を苦痛ながらも弥左エ門渡すまじと平手を踏と蹴られし逸散に南をさして走り行たる有さまに驚きて亘は逃る曲者追すて取てかへし弥左エ門の手を負ひたる宝の御笛はいかにと問へば弥左エ門声上て申訳なき事ながら御笛を奪はれ

管領成氏千葉家の重宝右幕下の御朱印を覧の図
千葉自胤

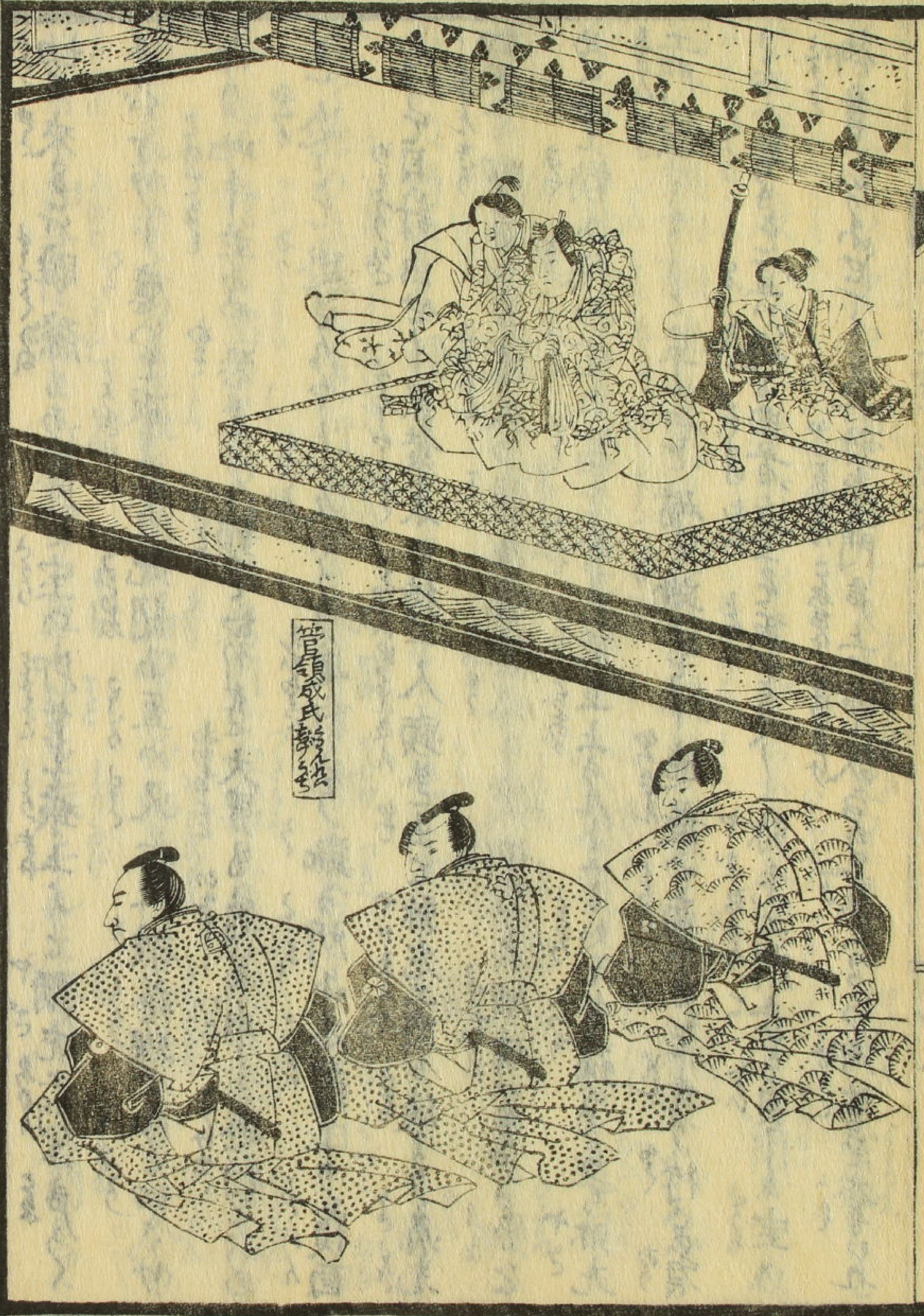

管領成氏

はぞちつ共早く追行玉へといふに亘ハ仰天し猜しき口惜やと袴の
股立高くからげ飛がごとくに追かけしが田積亘ハ一世の大事と息をかぎりに
半里計り大森の方へ追行しに影だにも見えざれバいかにせんと途方に
くれたる其折しも以前逃たる僕共両三人出来り亘を見ておそろしく
若旦那御怪我ハあらじかと云などいひ甲斐なき汝ら主を捨て逃る
法やあるといへバ恐れ入てハ候へども旦那を捨て逃しにあらず私此節疝気
にて働自由ならざれバ少しく腰をのし居たりといふに又一人が申様拙者ハ
此節痳病が息切致して堪兼し故少時息を継居たりといふに亘ハ
立服して汝ホが戯言聞隙なし只今此処へ黒出立の覆面したる侍
宝の御筥を携て来らざるやと尋るに左様の者ハ見かけ申さずと答ふ

然らバ道の違ひしか若や途中に忍びて居しを心せで倍見損ぜしか弥左エ
門もあの侭にてハ捨置がたし引返して詮議せんと心一ツに思案を定め寧
歟ハ逃散されバ汝らハ残る者共駈集跡より来きとといひ捨て元来し
道へ取てかへし途中の隈々を尋ぬれども更に行方の知ざれバいかんとも
すべき様なく元の処へ立帰り弥左エ門を介抱なし跡追行共曲者ハ影
さへ見えず是非なくすご〳〵立戻りたり大切の品を失ひされバ我ハ国
へハ立帰り難し此所にて切腹なさん其方此手疵にてハ歩行ハ叶ひ
我乗物にて立入り今宵の始終親人に申上呉よといへバ御尤なる仰なれど如
奪れたるハ拙者が不調法なり此場の始末明白に言上有て拙者と
向様とも仰付られ下さるべしといふに亘何をか申す譬へ其方の誤なりとも

大切の品をあづかり奉りしハ我なり何おめ／＼と存命をながらふべき我も切腹とも
見届て親人に言上せよと押肌ぬぐぞ既に切腹と見えたれバ弥左エ門ハ
手負ながらも其手にすがりてやゝ様成程仰至極せり大切の宝を
失ひ拙者風情が相果しとて御上への申訳ハ立まじ去ながら一先本国へ
御帰り在て委細の様子を親旦那にも御咄しあり御上へも言上
ありて其上にて御切腹あそばされ共遅からまじ又親旦那の御量簡御
上の思召もあるべき也然らバ此場ハ御留りあれと押止めて一旦聞て実
我ながら誤りより此身に罪の有ながら私に切腹なさバ上を計りし
仕方なりされバ汝が申す如く一先此所を立帰り委細の様子を言
上なし上の仕置を相待べしといへバ弥左エ門悦で然らバ拙者に御

構ひなく一刻も早く御帰りあるべしといひなし其手疵を夜風
を受なバ悪かりなん追付下部共のむかひ来るべしといふ内以前の
僕ども不残帰り来りしかバ辞退なす弥左エ門を奴僕に介抱させ
已まづ乗物にのせ乗合一人の若黨の死骸も人家ある所まで舁き
荷ひ行べし夫にて汝の様とも計らふべしと己ハ歩行にて静々と總勢引し
てかへりぬ扨今宵の盗賊を何者ならんと思ふに別人ならず五十嵐
平馬なり其先鎌倉より内見の事を申来りし節委細の事を聞
我家へ帰りて父平太夫に申す様今日如此々々の事あり明日宇遠
に待受直を討取彼品を奪ひ取る若仕損ずる共彼品ざへ奪ひ取なバ
田積父子ハ是非とも切腹品に依ては重き咎をも請べし其上千葉家

に於ては鎌倉御所へ申訳有まじ是一をもつて二を得るの謀あり
去ながら某一人にては此事計らひがたし只てよろしき能方案のある
まじきかと申す平太夫つくづく聞少時思案なしそれがしこそよき
荷擔人在さ平馬誰人なりやと問ふ平太夫が曰く木更津
なる赤間源左エ門なり平馬いやし明朝出立なすばなれば
木更津へ人をつかはし直さま来るとも間に合申すまじとあへぶなく
堰たる事を仕損ずると危ふし性急にては事成就仕がたし参りが
けに打捨置鎌倉にて内見相済ならば直さま帰る治定なり其
節鎌倉へ間者を入おき出立の時日を窺ひ半途に待受斯々
にすべし仕損ずる事有まじ若直をべ討ある手事ありとも御朱

印を取得る事は安かるべし文通にては事辨ぜず此方へ呼寄せ共
行戻りに隙取て期を延しては悪かりなん明日其方参りて委細を
物語なさるべしといふ故翌日平馬木更津へおもむきたる此赤間源
左衛門といへるは其以前五十嵐平太夫方に奉公なし居たりしが両
親亡なりてより暇を取り己まが故郷木更津へ帰り親の名跡を相
續するといへども元來放蕩者にて腕立を好みしかバ今は此地の侠客と
なり子分く名付る手の者大勢有て頭とよばれ人にもそてらるが
嫌しさに親の譲りの家業をなさば表彦道を業となして長き
一ツ刀を帯佩やくもすれバ人を痛め杯する放埒者なりしが人喰馬にも
相口とやら五十嵐親子には殊なふ気に入り絶ず音信なして懇意

不通じなれバ去るに今日平馬熊々來りて右の趣をはじめ終りを落もなく語り頼まれしが二言となく承知して子分五六人伴ひ來りて一人を鎌倉へ遣わし亘が出立を見届させ先へ走らせ途中に待受扨こそ今宵の一条に及べるなり然るに思ひの外亘が手痛く働きに子分三人迄討まされ共平馬は首尾能弥左エ門に手を負せ御朱印を奪ひ去りしが最早是にて用なしと道に変て五十嵐が宅へ來りしが平太夫父子大に悦び源左エ門等が骨折を労ひ討まさる子分等を痛み哀みなるが彼等はさる親にも見かぎられし妻子迚もなき者共なれは誰か一人愁ふる者もなき故其侭にて残る者共には金子を与へ頓て大望成就なしなば其時にこそ屹と取上得させ遣すべしとて其夜は酒宴を設け田積父子が[illegible]ひそかに心中笑をふくみ居たり

第四回　田積父子自訟罪待刑　亘依母示導向行川越

忠臣は國を去て其名を潔せずとは田積亘はいさぎよく切腹せんと思ひしかど其身罪ありて私に死せんは己がまが意を立るに似たり上の刑罰を待にしかじとすごすごと先我が宅へ帰り父に對面して委細の様子物語其場に於て切腹仕らんと存ずれど此身に過ち有ながら我名を潔くせんと己が勝手に死をとげなば猶々上の御憤りふかく父に御咎のかかりもやせんと恥を捨

て罷帰りては此趣老臣迄申達し上の思召を待んと存れば
いかで有べきやといへば隼人聞て扨々驚き入たる凶変なり彼
御朱印の義は今度臨時に御懇望にて内見なさるゝ共一体千葉
家々督相續の節一度御役有事是古よりの先例なり紛失
なす時は千葉家の興敗にかゝる大切の品なり一朝一夕の義にあらず
汝が申すごとく私に切服なす共其身の申訳而已にて上の御用に
立ず某迄も罪は免れ難し然れば我其方を召つれ老臣方迄参
り委細の様子を申達し裁許を待んいざ來るべし〳〵支度調へ
出行は家内の者は是ときゝて驚き愁へて手の舞足の踏所を知
らず扨隼人は直と倶に老臣榛兵庫が方へ行夜中ながら等閑ならぬ

一大事出來るに付推參なしたる旨を述對面を乞しかば執次の侍
其旨を兼りて奥へ行しが中有て出來り先此方へと案内して客間へ
請し須臾御扣へ下さるべしと云捨て入しが程なく主兵庫出座なし
夜中の入來何事なるやと問に隼人申は深夜に對顔を願事
心なき業ながら猶豫ならざる驚變出來伺ひ仕りたりとて鈴が
森にての一部始終を物語り将直が切腹を思ひ留り上の刑
罪を待由を申し又此身迚も罪科遁れ難く御下知を伺奉ると
演ければ兵庫聞て思ひ寄ざる珍事なり只今貴殿物語りの
如くなりしは子息に於て少しも油断なしといへども大切の品を奪れ
まうし事なれば其侭には相濟ず一存の裁断にも及ばざる義

すゞりの
鈴が森ニ平
まやざゑもん
馬弥左エ門
まがつけ
不砺升御
しるし
朱印を奪
ふ圖
弥左門 やざゑもん
田積右黨

平馬

直勇を振て源左門ふ方人の悪者と戦ふ図
赤間子分
赤間子分
海松杉松

赤間源左門
甲積豆

なきバ上の御聞に達し同席共にも評義の上決断あらさん須自宅
に扣へらるべしとのむね奥へ入登城の支度なす内夜も明放れバ兵
庫は出仕なして主君氏胤に拝謁して隼人が申越し趣を言上なしけれバ
氏胤も驚せられ彼品を望むは正しく盗賊の所為ならず必我家に
仇ある者か但しは田積亘に恨を有て右の品物なからん艸を分つても
詮義仕出さずんば有べからず先差當るは田積父子が罪の軽重
評義の上時宜に従ふべしと仰出されける斯る所へ老臣達追々
出仕なしければ御前へ召出され右の次第具に申聞られけるが
取計ふべき旨評義ありに兵庫申には田積父子己れが過を隠し
て詭を申す者にあらざれども彼が家人手負なりと申す者并に

僕共を召出し一應相尋べきやと伺ふに氏胤勿論の事なり相糺
申べき旨仰に依て隼人が方へ右の者共検断所迄罷出づべし
申つかわす故早速弥左エ門并に僕共皆々罷出る処弥左エ門は手
負の事なれバ乗物にて召連べきとの事にて其手當をなして安座させ
しめて罷出る扨一人々々相尋らるに僕共は始め知りされ共後の
事は知らず弥左エ門は具に言上なすに隼人が申す処と少しも
違はず依ていかゞ計らふべきと評義の処亘罪なしといへ共大切の品
奪はれしは落度彼が過ちなれバ切腹仰付らるべし又隼人は永の御
暇下し置るべきかと申もあり或は彼等父子罪なしといへ共厳敷
仰付られずんば以後の禁め共ならねバ政治の表立べからずと有りて

評義區々なりければ兵庫はつぎもの申さるゝ処皆一理ありて去ながら
紛失の御朱印詮義なさんに表立て詮義なす時は奪はれたる事世
上へ流布すべし密に詮義なすにはしかじ又亘御朱印を奪はれたる
過ちは其罪なきにあらね共彼が怠りより奪はれたるにあらず此過ちは
実に彼が不幸の災難なりとて罪なしとも申されねば其侭にさしおかれ
政道の表立がたし依て切腹仰つけらるべき処を追放仰付られ又隼人
義も閉門仰付られ閉門御免の後も出仕を止め置るゝなれば悴
亘仰を蒙むらずに共粉骨細身して宝の詮義いたすべし又此詮義
をなさんに昨夜の盗賊見留たる者は亘なれば外にあるべからず依て隼
人は百日の閉門仰付られ亘は追放仰付られて然るべきと申せし

氏儀是を聞せられ兵庫が裁断予が心に叶ひたりとの旨仰
出され夫より早速田積父子を召出し老臣中列座にて兵庫右の趣
申渡されければ隼人は是非なく退出なし亘は檢断所の下吏帯劔
を預り郭外迄送り出して爰にて帯劔を渡し追拂ひたり扨又
隼人が宅にては夜前父子出行し侭音信なければ如何成しことゝ案
じ居たりし昼過る頃家来一人走り帰り只今御両人とも檢断
所へ御召にて親旦那には御閉門となりて追付御帰りなり若
旦那には御追放となりたると申ければ家内の驚き一方ならず計なし
中にも亘が妻小鷹は一二年以前嫁し来りしが此事を聞や否や
悲しくつゞく行玉ふとも妾も倶に行べしと走り出んとするを母の

漸に押留め自ら迚も今一度あひたく思へども我家へ立寄ても
叶まじせめて一筆思ふほどをも書やらん御身より仕玉へと云ば漸
思ひ留り両人共文認め僕に持せ出しやり杯するうちに隼人之
丞来り両人が歎きを止め実に此度の一旦が過ち死を遁れがたき
を斯軽く計らるゝも誠に上の御仁恵ありがたく歎くべからずと門
戸を閉人の出入りを留め若據なき用向ある時は夜に入て密に出
入し深く慎みて居らるべき旨に老黨弥左エ門は手負の事なれバ
疵養生なさしめんに當屋敷内に在ては療養も心に任せざるべし
と出入の町家へ預け遣し奴僕一人付て介抱なさしめらるに
主家の騒動に心を痛め其上老人の事故血氣も薄く次第に

衰へ行く今は頼み寡く見えけるが一体この弥左エ門は田積家
譜代の者にて弥三郎といへる一人の悴有けるが若年の頃より
相撲を好み腕立をなしけるに或時千葉家の歩卒と口論に
及びけるが大疵を負せ既に牢舎に及ぶべかりしを隼人が計らひを以
故なく事済しが相人は軽き身分の者ながら千葉家直人なりしが
其侭にも置がたく弥左エ門勘當なしたる妻は其後死去り今は其身一人
なり悴弥三郎勘當なしてより最早七八年も経し事なれば今は
心ばせも改めたらんなれば思ひ居たりしが漸に有処を尋求て呼よせ
對面なし委細の様子物語り何卒我に代りて奪れたる御朱印を
詮義仕出し若旦那を帰参なさしめ汝も倶に主家へ帰参すべし

畢竟今度の騒動も我大事の起りの事なれバ汝ハ我に代りて忠義を尽すべしと申置て其後ハ何事もいはざりし翌朝空しく成給ひしが弥三郎今更以前の不孝を悔しども可為様なく只野辺の送りを取おこなひ中陰の間ハ其傍りに宿を取て七々の日も怠る事なく修行ありしより扨又田積且ハ其日郭外まで追拂はれし情ありしが我過ちも大方ならぬ事なるに一命を助けし実に君の仁恵且ハ兵庫が裁断によるものなりと骨身に徹して忝く泪にくれて居たりしがさるを今更何国へ行べきやうもなきまゝとある茶店に腰かけ休ミ居たる処へ僕一人息を切て走り来りあら嬉しや爰に居玉ひしか主夫人の仰せにハ跡追かけて此品渡し奉れとの事なりと文箱を差出す直取て開き

見るに母飛鳥の書と妻小鷹が状なりまづ母の文を見るに武州川越なる我親里都築左近の其方の為にも叔父なれバ此方へ落付べしとの事にて左近方への書を添られ又金子一包九十両計りも有んと思しきが紙に包みて是ハ当分の入用にとの事にて又々跡より差つかはすべしとあり妻小鷹が文を見るに連添参らせてより片時も御側を放れず仕へ参らせしに此度の騒動誠にゆめうつゝの様に覚えはべれ抔も是まで金子一包是ハ御身の手習の中に有し故其侭に上ハ落つかせ給ひて御便下さるべくと〱なく書なれバ能も見ず巻納て懐にし硯を借り受て母の方返事をしたゝめて文箱へ入て渡しなれバ奴僕ハ暇を告て元来し方へ

引返しけるが一先川越へおもむくべしと爰を立出て夜を早めて急ぎしかど昨夜よりの労まして途すがら豊嶋郡を過ぎん頃は早や日も入りければ此近辺にて一宿なし翌日早朝に出立して川越へ着し叔父都築左近方へ行対面なして母の状を出し委細の様子具に物語りければ左近も姉の書状といひ甥の事なればあまりが心よく諾ひて此方に足を留めよかしと詮義なすべき様もなし故先は此家に足を留め日々他行なして世の風説に耳をそば立て専ら宝詮義に心をゆだね居たりける

近世義談 大川仁政録第三輯巻之弐 終